

居宅介護支援事業所の介護予防支援の指定における包括との一定の関与について

- 初回面談は包括職員が同行し、対象者の把握を行う。
介護予防支援の対象者（介護予防給付サービスのみの利用）であった場合、利用者の意向を確認の上、指定事業所と連携を行う。
- 年に一度（10月）、指定介護予防支援事業所による介護予防支援者名簿（9月30日時点）を作成し、担当地区の地域包括支援センターへ提出する。
- 作成したケアプランは、内容の確認を行うため、地域包括支援センターへ提出する（初回、更新時（年1回）、変更時）。
- 必要に応じてケアプラン点検、気付き（自立）支援型地域ケア個別会議へ出席する。
- 県が主催する「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント新規事業研修会」を受講する。

【介護予防マネージメントの流れ】

